



島根県報

平成25年6月21日（金）

第2,505号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

行政書士試験事務に係る指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更	（総 務 課）	2
行政書士試験事務に係る指定試験機関の名称の変更	（ " ）	2
土地改良事業変更計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ " ）	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ " ）	5
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	5

【公 告】

島根県公文書等の管理に関する条例の規定による保存及び利用の状況の公表	（総 務 課）	6
------------------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第467号**

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定試験機関の名称	主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
財団法人行政書士試験研究センター	東京都千代田区日比谷公園1番3号	東京都千代田区一番町25番地	平成24年4月23日

島根県告示第468号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定試験機関の名称		主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
財団法人行政書士試験研究センター	一般財団法人行政書士試験研究センター	東京都千代田区一番町25番地	平成25年4月1日

島根県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、次の土地改良区から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
益田市土地改良区	国営益田土地改良事業造成施設（農地造成）に伴う施設維持管理事業	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第470号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田本谷970-39から970-41まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第471号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田本谷970-25から970-27まで、970-32、970-33

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第472号

平成25年島根県告示第248号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成25年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
安来市広瀬町布部2586-2から2586-7まで、 2586-9	岩田 泰晴	滋賀県草津市南笠町91
安来市広瀬町上山佐3193-1	仙田 福寿伯	安来市広瀬町上山佐1591

島根県告示第473号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや大田店 大田市長久町長久イ282-2外10筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役社長 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役社長 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年2月18日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,867.51平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

186台 (建物北側及び西側)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

52台 (建物南西側)

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

40.50平方メートル (建物北側)

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

18.28立方メートル (建物北側)

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 (建物敷地北側及び西側並びに南側)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後7時まで

2 届出年月日

平成25年6月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課 (島根県大田市大田町大田口1111)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第474号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年 6 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江タウンスクエア キャスパル 松江市黒田町427

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

協同組合松江ショッピングプラザ 代表理事 山口 研二 島根県松江市黒田町字下ノ原427番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 渡部 勇

(変更後) 山口 研二

(4) 変更の年月日

平成20年 5 月28日

2 届出年月日

平成25年 6 月13日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第475号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成25年7月1日から施行する。

平成25年 6 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表鹿足郡吉賀町の項中

溝上	簡易耐火構造 2 階建	昭和51	0.93
		昭和52	

を

に改める。

溝上	簡易耐火構造 2 階建	昭和52	0.93
	木造 2 階建	平成25	0.96

公 告

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第28条の規定により、平成24年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況を次のとおり公表する。

平成25年 6 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保存状況

単位：冊

公文書群	前年度末保存数 a	本年度中受入等数 b	廃棄数 c	本年度末保存数 a + b - c
古文書簿冊	2,265			2,265
25年部目簿冊	3,344			3,344
合 計	5,609			5,609

2 利用状況

(1) 月別利用内訳

単位：件、冊、人

月	利用請求		簡易閲覧申込		元実施機関利用申込		利用相談	施設見学
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数		
4	4	26			1	10	4	36
5	3	8	1	10			2	22
6	1	11	3	53	4	63	2	12
7	1	2	4	61	1	11	2	35
8	1	1						93
9	3	15	1	1	1	7	1	105
10	2	14	1	10	1	62	2	73
11			1	24	1	9	1	58
12	2	12	1	1	1	13	2	53
1	1	2	3	33	1	1		45
2			1	14				95
3			1	78			5	86

合 計	18	91	17	285	11	176	21	713
-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----

(2) 利用請求の決定状況

単位：件

利用制限なし	利用制限あり		合 計
	一 部	全 部	
86	5		91

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 貸出状況

貸 出 先	行事等の内容、貸出期間、貸出公文書
鳥取県立公文書館	企画展「アーカイブズの世界ー引き継がれた記録ー」 6月12日から8月16日まで 明治二十六年 島根県告示告諭外10冊

3 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし